

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80% (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50% ただし、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

許可番号 21 - ユ - 300056

事業所の名称 株式会社 ニッシン

事業所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町3丁目7番地